

第11 定時制の課程における特別募集

1 実施校及び募集人員

原則として、定時制の課程のすべての学校・学科で実施する。
募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 第1の2(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のイに該当する者（1ページ）
- (2) 令和5年3月31日現在、19歳以上の者（平成16年4月1日までに生まれた者）

3 出願手続

- (1) 出願書類（入学願書、受検票及び志願理由書は、志願先高等学校で交付する。）

ア 入学願書（様式5）、受検票（様式5-2）

「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「定時制の課程における特別募集」に○を付す。

イ 入学選考手数料（第3の3(1)のイによる。）（2ページ）

ウ 志願理由書（様式11）

エ 中学校卒業証明書

オ 写真1枚（受検票の所定の位置に貼付する。）

（縦4cm×横3cm、カラー・白黒のいずれも可。裏面に氏名を記入する。）

カ その他、志願先高等学校長が指示するもの

- (2) 入学願書等の提出期間及び受付時間・場所

令和5年2月10日（金）及び2月13日（月） 志願先高校窓口

受付時間は、2月10日（金）は、午後2時から午後7時まで

2月13日（月）は、午後2時から午後5時までとする。

4 志願先変更

- (1) 志願者は、次の期間内において1回に限り、志願先を変更することができる。

令和5年2月15日（水）から2月16日（木）まで

受付時間は、2月15日（水）は、午後2時から午後7時まで

2月16日（木）は、午後2時から午後5時までとする。

- (2) 手続は、第3の7（6ページ）による。

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

6 作文

- (1) 高等学校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容を定める。
- (2) 令和5年2月22日（水）に実施する。開始時刻は、原則として午前9時25分とする。

7 面接

- (1) 面接は個人面接とする。
- (2) 高等学校長は、学校及び学科の特色等を踏まえ、面接の質問内容を定める。
- (3) 令和5年2月22日（水）に実施する。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

	ウェブによる発表	掲示による発表
日時	令和5年3月3日（金）午前9時	令和5年3月3日（金）午前10時
場所	・県立高等学校（URL等は別途定める。） ・市立高等学校 各校のホームページ	志願先高等学校
方法	受検番号を発表する。 高等学校長は、受検票を確認し「選抜結果通知書」（様式7）を入学許可候補者に交付する。	

(2) 入学許可候補者は、令和5年3月3日（金）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から交付書類を受け取ること。

10 作文による追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を欠席した志願者は、令和5年3月6日（月）に実施する作文による追検査を受検することができる。
- (2) 作文による追検査は第3の14(2)及び(3)（8ページ）に準じ、原則として出身中学校長が手続を行うこととする。
- (3) 作文による追検査を受検した志願者に対しては、令和5年3月6日（月）に面接を実施する。内容は、7(1)及び(2)に準ずる。
- (4) 追検査の会場は、志願先高等学校とする。
- (5) 高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。
- (6) 追検査入学許可候補者発表

日時	令和5年3月8日（水）
方法	電話による発表とする。詳細は別途定める。

入学許可候補者は、令和5年3月8日（水）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から交付書類を受け取ること。

11 その他

新型コロナウイルス感染症に関する作文受検及び作文による追検査受検の扱いについては、第3の17（9ページ）に準ずる。